

恵那市 道路附属物等長寿命化修繕計画

岐阜県恵那市

目次

1. 長寿命化修繕計画策定の背景・目的
 - 1) 背景
 - 2) 目的

2. 長寿命化修繕計画の対象施設

3. 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針
 - 1) 健全度の把握の基本的な方針
 - 2) 日常的な維持管理に関する基本方針

4. 対象施設の長寿命化及び修繕・再構築に係る費用の縮減に関する基本方針

5. 今後の点検・修繕計画
 - 1) 点検計画期間
 - 2) 対策の優先順位の考え方
 - 3) 施設の状態・対策内容・実施時期（予定含む）・対策費用

6. 道路附属物等長寿命化修繕計画（個別施設計画） 対象施設一覧表

1. 長寿命化修繕計画策定の背景・目的

1) 背景

- ・ 恵那市が管理する道路附属物等は現在、横断歩道橋が 2 橋、大型カルバートが 2 施設あり、特に横断歩道橋については 2030 年には建設後 50 年を経過する高齢化施設となります。

このような背景から、今後、増大が見込まれる道路附属物等の修繕に要する経費に対し、可能な限りのコスト縮減への取り組みが不可欠です。

2) 目的

- ・ 道路および鉄道交通の安全性を確保するために、これまでの事後保全的な対応から計画的かつ予防的な対応に転換を図り、長寿命化によるコスト縮減を図ります。

2. 長寿命化修繕計画の対象施設

道路区分	1 級市道	2 級市道	その他市道	合計
全管理施設数	3	0	1	4
計画対象施設数	3	0	1	4
横断歩道橋施設数	2	0	0	2
大型カルバート施設数	1	0	1	2

3. 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

1) 健全度の把握の基本的な方針

・健全度の把握については、施設の建設年度等を十分考慮して実施するとともに、下記点検要領にもとづいて定期点検を行い、施設の損傷を把握します。

・岐阜県横断歩道橋定期点検要領

(平成 28 年 7 月 岐阜県土木建築部道路保全課)

・横断歩道橋定期点検要領

(平成 31 年 2 月 国土交通省道路局)

・シェッド、大型カルバート等定期点検要領

(平成 31 年 2 月 国土交通省道路局)

2) 日常的な維持管理に関する基本方針

・施設を良好な状態に保つため、日常的な維持管理として、パトロール清掃などの実施を徹底します。

4. 対象施設の長寿命化及び修繕・再構築に係る費用の縮減に関する基本方針

1) 費用の縮減に関する基本方針

・健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本方針とともに、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修繕・再構築に係る事業費の大規模化および高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。また、代替路の有無や利用頻度を踏まえて、集約化・撤去等を検討し、維持管理費用の縮減に努めます。

2) 点検・修繕技術の向上に関する基本方針

・施設の維持管理・修繕工法等に関する講習会等に積極的に参加し、点検技術の向上や新技術の習得に努めます。従来工法に比べ、より安全・安価を実現できる新技術等を検討し、積極的に活用します。

5.今後の点検・修繕計画

1)点検計画期間

5年に1回の定期点検サイクルを踏まえ、点検間隔が明らかとなるよう計画期間は10年とします。
 なお、点検結果を踏まえ、必要に応じて計画を更新します。

→ **【個別施設計画の対象】**
 新要領(H26.6)からの点検サイクル

	点検計画										
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
〇〇横断 歩道橋				点検						点検	
〇〇カル バート										点検	

※ 図中の矢印は、点検結果に応じて補修が行われる様子を示しています。

点検計画イメージ

2)対策の優先順位の考え方

点検結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図られるよう必要な対策を講じます。

優先順位の考え方

構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が高い区分「Ⅳ」と判定した施設については、緊急的に対策を実施します。

構造物の機能に支障が生じる可能性がある区分「Ⅲ」と判定した施設については、損傷箇所数や損傷程度を考慮し、優先的に対策を実施します。

構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい区分「Ⅱ」と判定した施設については、今後必要に応じて対策を実施します。

3)施設の状態・対策内容・実施時期(予定含む)・対策費用

各施設において個別施設計画対象施設一覧表にもとづき点検・修繕を予定していますが、点検結果や予算措置状況等に応じて見直すことがあります。

施設ごとの状態・対策内容・実施時期(予定含む)・対策費用については、別紙個別施設計画対象施設一覧表のとおりです。

判定区分	I :健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
	II :予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
	III :早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
	IV :緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く緊急に措置を講ずべき状態。